

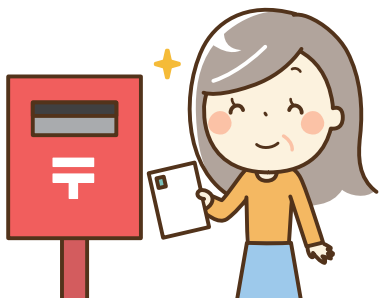
協会けんぽからの お知らせ

- ★すべての申請を『郵送提出』で受け付けています! 1ページ
- ★医療費が高額になりそうなときは? 1ページ
- ★限度額適用認定証の手続き方法について 2ページ
- ★各種申請書の入手方法 3ページ
- ★健康保険と労災保険について 4ページ
- ★保険証の使用について 5ページ
- ★マイナンバーによる課税情報等の確認について 6ページ
- ★任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について 6ページ
- ★傷病手当金・出産手当金の支給額について 6ページ

すべての申請を『郵送提出』で受け付けています!

申請書の入手方法等は
3ページをご覧ください

各種申請書は郵送提出が可能です!



すべて郵送で提出することができます。便利で簡単な郵送提出を是非ご利用ください。
また、協会けんぽの各種申請書は当協会ホームページより印刷することができます。

※印刷環境がない場合は、協会けんぽ各支部までご連絡ください。
郵便にてお送りします。

医療費が高額になりそうなときは?

手続きの詳細等は
2ページをご覧ください



入院時の
医療費の
支払いが
心配だ...

病院から限度額に
関する証明書を
持参するように
言われたけど...



そんなとき—

保険証と併せて
**限度額適用
認定証**
を病院に提示すると

各医療機関ごとの
窓口でのお支払いが
「自己負担限度額」
までとなり

窓口での
支払額が軽減
されます!

限度額適用認定証の手続き方法について



医療費が高額になりそうなときは…

限度額適用認定証の申請手続きを行いましょう!



医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となりそうな時には、事前申請により限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いで済みます。

簡単な手続きで「限度額適用認定証」が発行されます。早めに手続きを行いましょう。

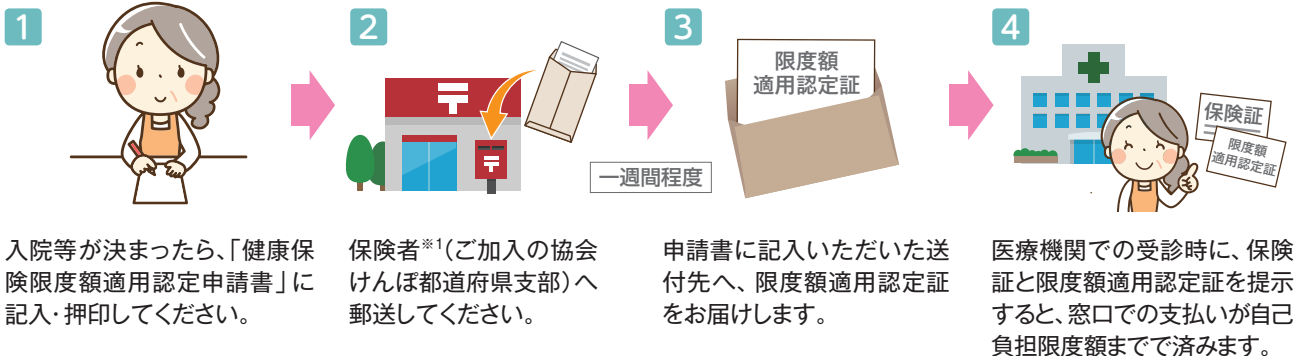


手続き方法は?

専用の申請書をご記入のうえ、当協会へご提出ください!



限度額適用認定証の発行までの流れ



●申請時の注意点

- ✓ 保険証の①「保険者名称」に記載の「全国健康保険協会〇〇支部」へご提出ください。
- ✓ ②被保険者は「社員さま」です。受診される対象者に関わらず、申請書の被保険者欄には社員さまの氏名を記入願います。(受診をされる「ご家族さま」の氏名等を誤って記入されているケースが見受けられます。)
- ✓ 被保険者が非課税者等の低所得区分^{*2}に該当する場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。
- ✓ 申請受付月からの発効となります。またお届けまでに1週間程度かかります。日程に余裕を持ってご申請ください。

※1: お手持ちの保険証に記載されています。(右側の保険証①参照)

※2: 所得区分については協会ホームページをご覧ください。

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00111
	平成26年6月25日交付	
	記号 21700023	番号 21
氏名	如月 協会 太郎	②
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇 株式会社	
保険者番号	010100116	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	①
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇	③

保険者

- ① 申請書の提出先 (あて名)
- ③ 申請書の提出先 (住所)